

地方税の収納・徴収に関する一考察

個人住民税の特別徴収を中心に

田 中 雅 子

<要 旨>

本稿は個人住民税の特別徴収に着目し、自治体における収納・徴収の動態を明らかにする。

2015年度に始まった特別徴収の一斉指定は、都道府県と市区町村が連携し、特別徴収義務者の指定を全国的に徹底する取り組みである。給与所得者の給与から個人住民税を天引きする特別徴収は、税の徴収率を高める効果が期待される執行手段であるが、自治体による取り組みには差異があり、個人住民税の徴収率にも違いがある。

本稿では自治体による特別徴収一斉指定の推移を確認し、一斉指定が個人住民税の徴収に与える効果を検証する。2017年から2022年にかけて、47都道府県のデータからは、都道府県内における市区町村の特別徴収一斉指定の割合が増加するほど、個人住民税の都道府県税収入歩合が高まる傾向が確認された。

1. はじめに

人々の税に対する信頼は、しばしば為政者に対する信頼とパラレルに論じられる。しかし税務行政の公平かつ適正な執行も、税に対する信頼を左右する重要な要素である。税は徴収があつてこそ完結するものであり、滞納はきちんと納めている人に不公平感を生じさせるものだからである。

本報告では個人住民税の特別徴収に着目し、自治体における収納・徴収の動態を明らかにする。個人住民税とは道府県民税と市町村民税を合わせたものを指し、地域社会の様々な行政サービスに必要となる費用を、広く住民が担税力に応じて負担するという趣旨の地方税である。三位一体改革による国から地方への税源移譲により、地方税に占める個人住民税の重要度は高まっている。

2015年度には都道府県と市区町村が連携し、特別徴収義務者の指定を全国的に徹底する取り組みが始まった。特別徴収の一斉指定である。特別徴収とは給与所得者の給与から個人住民税を天引きする制度

であり、税の徴収率を高める効果が期待されるものである。しかし自治体によって特別徴収一斉指定の取り組みには差異があり、併せて個人住民税の徴収率にも違いがある。

本稿では自治体による特別徴収一斉指定の推移を確認し、一斉指定が個人住民税の徴収に与える効果を検証していく。2017年から2022年にかけて、47都道府県のデータからは、都道府県内における市区町村の特別徴収一斉指定の割合が増加するほど、個人住民税の都道府県税収入歩合が高まる傾向が認められた。

2. 問題の所在

(1) 個人住民税の概要

まず個人住民税の概要を確認しておきたい。個人住民税は、均等割、所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割から構成される。本稿では均等割と所得割を扱う。均等割と所得割は、1月1日時点で住所を有する市区町村において、前年（1月1日～12月31日）の所得を基準に課税される。

均等割の標準税率は、市町村民税3,000円、道府県民税1,000円である。2014年度から2023年度までは東日本大震災の復興財源確保のため、市町村民税と道府県民税の均等割がそれぞれ500円ずつ引き上げられていた。2024年度からは国税である森林環境税1,000円が均等割と併せて徴収されている。

所得割は市町村民税6%、道府県民税4%の計10%が標準税率であり、政令市では市町村民税8%、道府県民税2%となっている。自治体は均等割と所得割の双方に超過課税や独自減税を実施することができる⁽¹⁾。

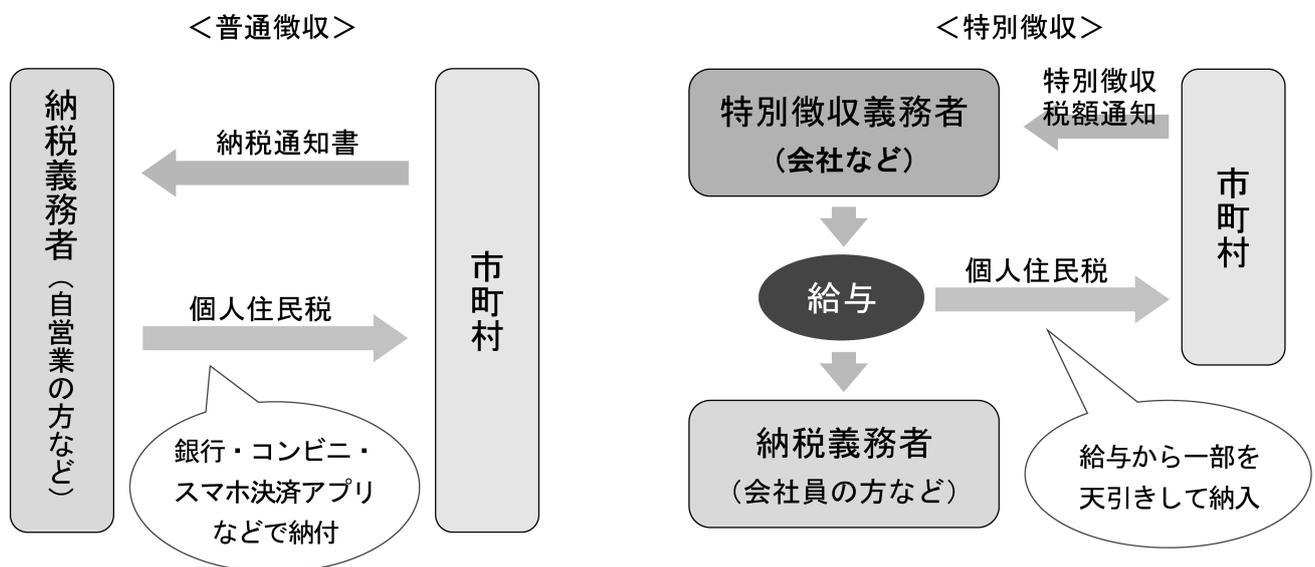
個人住民税の賦課・徴収は市町村が道府県民税分もまとめて一括処理する。徴収方法は図1のように二通りある。一つは普通徴収であり、個人事業主や退職者などは年4期に分割して納める。もう一つは特別徴収であり、給与所得者の場合、6月から翌年5月までの12カ月、前年所得を基準に毎月の給与から差し引かれる。地方税法上、所得税を源泉徴収す

る事業者は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない規定となっている⁽²⁾。しかし制度発足当時「選択制」だったこともあり、全国的に普通徴収を容認してきた経緯がある。

特別徴収義務者が特別徴収を拒否した場合にはどのような罰則があるのだろうか。納期限を超過すると税金滞納となり、地方税法第331条に基づく滞納処分が行われる。特別徴収すべき税額に滞納があると、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることもあるため、徴収には強制力が期待されるのである。個人住民税は地方税（道府県税と市町村税の合計）の中で、滞納等残高が最も多い。2022年度決算ベースで累積3,366億円に達しており、続く固定資産税1,831億円を大きく引き離す（出所：総務省「地方税の滞納等残高（累積）内訳（令和4年度決算）」）。

事業者に対し特別徴収への協力を促す取り組みもある。たとえば自治体の中には、入札参加資格に特

図1 個人住民税の普通徴収と特別徴収



(出典：総務省「個人住民税の概要」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_06.html)

(1) たとえば都道府県では、神奈川県が2007年度から水源環境を保全・再生するためとして、道府県民税の均等割を300円上乗せし、所得割を0.025%超過課税している。市町村では名古屋市が市民生活の支援及び地域経済の活性化を目的として、2012年度から市町村民税の均等割を200円、所得割を0.3%独自減税している。
 (2) 給与所得者だけでなく65歳以上の公的年金受給者のうち個人住民税納税義務者も、一部の市区町村を除き2009年10月から、公的年金引き落としによる特別徴収が行われている。

別徴収の実施を要件とするところがある⁽³⁾。税金が使われる事業を受注する事業者には、税法上の義務を遵守する必要があるという理由に基づく。

特別徴収の効果は実際に確認されている。2016年度現年課税分の調査では、特別徴収の徴収率は99.8%であるのに対し、普通徴収のそれは95.3%と両者には4.5%の開きがある（出所：総務省2017年11月7日第2回個人住民税検討委員会「特別徴収の推進について」p2）。

加えて重要なことは、地方自治体が税の徴収に注力する理由が単なる自助努力ではなく、地方交付税制度に裏付けられたものであるということである。周知のように普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差で算出される。基準財政収入額の算定に用いられる「標準的な徴収率」は、2015年度まで全国の平均的な値が採用されていたが、2016年度以降、上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率が段階的に反映されることになった。「トップランナー方式」の導入であり、他団体のモデルとなるような取り組みを地方交付税の算定に反映させる仕組みといえる。

すなわち「標準的な徴収率」を上回って税を徴収した場合は交付税が減少することなく自治体の収入となるが、逆に「標準的な徴収率」を達成できない場合は、その分だけ一般財源が減少することになる。自治体に厳正な徴収を促すインセンティブが、地方交付税制度に埋め込まれているのである。

(2) 個人住民税の諸課題

次に個人住民税の抱える問題点について、先行研

究にふれながら述べていきたい。

第一に挙げられるのは、前年課税である。納税者は前年の所得に基づいて個人住民税を賦課されるため、所得に急激な減少があったとしても前年所得基準で納税義務が発生する。所得が担税力の指標であるならば、担税力の発生した年に課税するのが筋である、という批判がある。前年課税であることは、外国人に対する課税でも課題を残す。外国人が退職して出国すると、個人住民税の執行が困難になるからである⁽⁴⁾。他方で前年課税には、総額が予め決まっていることや、市区町村が税額を計算する賦課課税であることにより現年課税である所得税に比べて、特別徴収義務者の事務負担が少ないメリットがある。

第二に、住所地課税である。住所地課税の根拠となるのは応益原則である⁽⁵⁾。住民は居住する自治体から各種行政サービスを享受している。住所地は選挙権とも連動しており、地域社会を維持するために必要な経費を、住民がその能力と受益に応じて負担することが強調されるのである。所得を得た翌年1月1日時点の住民が課税対象であるため、前述したように出国者への課税ができないこと、複数拠点で生活する住民に対する課税の方法等に課題があることが指摘される⁽⁶⁾。一方、住所地課税には制度の簡素さという利点がある⁽⁷⁾。

第三に、税務執行における効率性と公平性の問題である。本稿が取り上げる個人住民税の特別徴収は、給与所得者に対する徴収効率を高める狙いがある。しかしそもそも給与所得者は個人事業者などと比べ、所得捕捉が容易で税を徴収しやすい対象といえる。

(3) 特別徴収の実施を入札参加資格としている自治体の網羅的なデータは、管見の限り見つからなかった。ホームページ等で確認できた自治体の一例として、都道府県では高知県と鹿児島県、市町村では日向市、いちき串木野市、八千代町、下妻市、内子町などがあり、群馬県では格付け点数の加点制度を特別徴収の徹底に伴って2018年度に廃止している。

(4) 個人住民税に滞納がある場合、在留期間の更新申請等が許可されない可能性があり、出国時に納税管理人を指定する必要もあるが、徴収の実効性は低い。

(5) 地方税を応益原則と結びつける議論に対する、税法学からの批判的な見解として奥山（2008）がある。奥山によると、条文上も租税負担の解釈としても、地方税を応益原則とする議論は成立しないと述べ、それは単に税制改革の円滑な進行を促すための方策に過ぎないと断じている（奥山2008：160）。

(6) 個人住民税における応益原則と住所地課税との関係を整理した論考として、倉見（2024）が参考になる。二地域居住に対する課税について米国州所得税の仕組みを紹介した研究に坂巻（2022）がある。

(7) 前年課税と住所地課税の問題は、デジタル技術の発達によって解決可能であるという見解として佐藤（2023）がある。

徴収しやすい者に集中的に税務執行の資源を投入することは、公平性の観点からは問題があるという主張である (Ishi1992)⁽⁸⁾。

第四に、事務共通化と課税自主権の問題である。近年、広域連合の仕組みを利用し、徴税業務と課税事務を自治体が共同して行う例が増加している。納税者にとって申請や納税の窓口が一本化されるメリットがあり、行政側でも徴税コストの低減や増収効果が期待されている。2009年に設立された広域連合である京都地方税機構では、京都府と市内25市町村(京都市を除く)の税業務を共同して行っている。

京都地方税機構と長野地方税滞納整理機構の広域連合を対象に、事務共同化の滞納繰越分徴収効果を測定した清谷らの研究によると、広域化によるプラスの効果を確認している(清谷・土井2017)。興味深いのは大部分の滞納額を移行した京都地方税機構のケースでは、5年目の2014年度になって初めて徴収率で6.2%ポイントの有意な正の効果が認められたことである。これに対して大口や徴収困難事案等のみを移行した長野地方税滞納整理機構(2010年設立、県と県内全ての市町村)の場合、3年目にプラスの効果が確認されたものの、影響は小幅なものに留まった。広域連合の活用方法によって徴収率に与える効果の大きさや、かかる年数に違いがあることを示しており、地域の実情に適合した方法を選択する必要性を示唆する。

また都道府県を対象に共同徴収機構設置について実証分析を行った研究では、人口上位11位以下の都道府県のケースについて、共同徴収機構設置が徴税活動の効率性を高める効果を確認している(小村2020)。Notsuらも共同徴収機構が個人住民税と固定資産税の滞納額徴収に効果をもつことを実証している(Notsu et al.2024)。

他方で、広域化による徴税効率の向上は、各自治体の税務における実務能力低下に直結するという見方もある。自治体職員は納税者と向き合う中で独自に培った減免制度を創設し、負担分散を企図した納期の設定を行ってきた経緯がある。広域行政による

標準化は課税自主権を損なうという指摘である(川俣2020)。また民間委託や税務事務所統合の目的は、人件費削減であるという主張もある(原田2020)。

第五に、収納や徴収のデジタル化である。2019年に地方税共通納税システムが導入され、法人住民税、法人事業税、事業所税及び個人住民税(退職所得に係る納入申告・電子送付の特別徴収)の対象税目では、複数の地方公共団体に地方税の一括納税をすることが可能となった。納税者、金融機関及び課税当局の事務負担軽減につながっているものの、多くの賦課税目には対応していないという問題が依然として残る。

尚、住民税の特別徴収についていえば、住民税決定通知書を自治体が紙媒体で送付する場合、事業者は開封し内容確認のうえ、システム入力して保管するという間接業務が生じていた⁽⁹⁾。しかし2024年度課税分から、特別徴収義務者が特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子(eLTAX)送付を希望した場合、電子(eLTAX)で送付しなければならないこととなり、納付プロセス面では改善がはかられている。

(3) 特別徴収と収納

前節で述べた個人住民税の諸課題を踏まえ、本稿では個人住民税のうち都道府県民税の徴収に焦点をあてる。なかでも特別徴収一斉指定の実施が収納に与える影響を計測する。

一斉指定とは、個人住民税の特別徴収を行っていない源泉徴収義務事業者すべてに対し、特別徴収義務者の指定を行うことを指す。特別徴収未実施の事業者には「指定予告通知」を送付し、原則すべての特別徴収未実施事業者に個人住民税特別徴収の実施を促す取り組みである。

個人住民税の賦課・徴収は、既述のように市区町村が都道府県民税分もまとめて一括処理するため、都道府県にとって重要となるのは市区町村の協力である。都道府県は、都道府県として特別徴収義務者の一斉指定を行うとともに、都道府県内の市区町村

(8) 米国の州税について同様の問題を指摘した研究にManning (2023) がある。

(9) 事業者による間接業務の実態については、2016年10月28日衆議院内閣委員会における和田義明議員の質疑に詳しい。

に働きかけを行い、特別徴収の一斉指定に向けた取り組みを積極的に行う動機をもつ。都道府県内市区町村における特別徴収の一斉指定が増加するほど、個人住民税都道府県税の収納効率は高まると考えられるからである。本稿では地方税の徴収における市区町村と都道府県の連携が、収納効率を実際に高める効果が認められるのかを検証すべく、以下の2つの仮説を提示する。

仮説1 都道府県が個人住民税における特別徴収義務者の一斉指定を実施しているほど、個人住民税の都道府県民税収入歩合は高い。

仮説2 都道府県内の市区町村が個人住民税における特別徴収義務者の一斉指定を実施している割合が高いほど、個人住民税の都道府県民税収入歩合は高い。

3. データ分析と結果

(1) データの概要

続いて特別徴収の一斉指定が都道府県徴収実績に与える影響を分析していきたい。

従属変数として用いるのは、都道府県民税個人分（均等割・所得割）の収入歩合である。収入歩合とは収入済額を調定額で除した値であり、歳入すべき金額のうち実際どれだけ納入されたか、すなわち執行の確実性や正確性をあらわす指標である。2017年から2022年の6年分の値を用いた⁽¹⁰⁾。

独立変数の概要と出典は以下のとおりである。

① 都道府県のうち特別徴収義務者一斉指定を実施する自治体

一斉指定実施を1、未実施を0とした。出典は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」各年7月1日時点である。

② 都道府県内市区町村のうち特別徴収義務者一斉指定を実施する自治体の割合

実施市区町村を全市区町村で除した値を用いた。出典は①と同様である。

③ 他市区町村通勤比率

ある自治体が特別徴収の一斉指定を行ったとしても、特別徴収される従業員は居住地で個人住民税を支払うため、必ずしも当該自治体の収入には限らない。そのため他市区町村への通勤者比率によって特別徴収指定の効果が減殺される程度をはかる。他市区町村への通勤者比率は「政府統計の総合窓口（e-Stat）」のデータを用いた。

④ 都道府県内完全失業率

「労働力調査（基本集計）都道府県別結果」各年よりモデル推計値を用いた。

⑤ 個人住民税均等割納税義務者あたり都道府県徴税職員数

都道府県で徴税業務に携わる職員数を、個人住民税均等割納税義務者で除した。徴税職員数の出典は「都道府県財政指数表」各年である。

⑥ 外国人住民

住民基本台帳人口に基づく外国人の数を、都道府県人口で除した。「政府統計の総合窓口（e-Stat）」のデータを用いた。

本稿では①②の特別徴収実施に注目し、③の他市区町村通勤比率との交互作用を検討することで、特別徴収が収入歩合に与える効果を計測する。④都道府県内の雇用状況、⑤税務職員のマンパワー、⑥外国人住民の割合が住民税徴収に及ぼす影響は、コントロール変数として扱う。

表1は特別徴収義務者一斉指定を行う都道府県と市区町村の数の推移を示したものである。2015年度に特別徴収義務者の指定を全国的に徹底する取り組み

(10) 総務省「道府県税徴収実績調」には平成30年（2018年）度までのデータしか掲載されていないため、一般社団法人地方行財政調査会が運営する「税財政Web」より「都道府県税決算見込額調べ」各年度を用いた。

みが始まって以降、都道府県も市区町村も一斉指定を強化しているものの、2022年以降、その動きは鈍化している傾向が読み取れる。

図2は特別徴収義務者一斉指定を行う市区町村が都道府県内でどの程度あるのかを示す地図である。

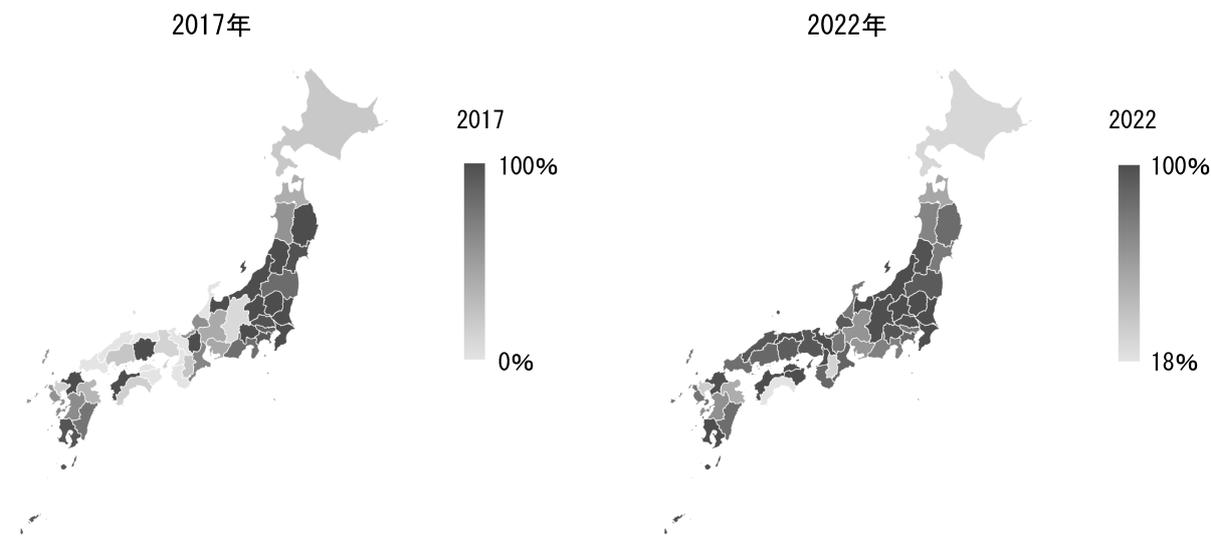
2022年には全国的に実施割合が高まっていることが確認できるものの、北海道、奈良、高知、佐賀などでは特別徴収を一斉指定する自治体の比率が低く、地域差があることがわかる。表2は本分析で用いる変数の記述統計量である。

表1 特別徴収義務者一斉指定を実施する都道府県と市区町村の数

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
都道府県	32	28	42	43	43	44	44
市区町村	988	1249	1350	1359	1378	1362	1364

(出所：総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」各年7月1日時点)

図2 特別徴収義務者一斉指定を実施する市区町村の割合（2017年、2022年）



(出所：表1と同じ)

表2 記述統計量

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値	観測値
都道府県一斉指定	0.8227	0.3826	0.0000	1.0000	282
市区町村一斉指定割合	0.7638	0.3018	0.0000	1.0000	282
他市区町村通勤割合	0.3358	0.1280	0.1310	0.5910	282
失業率	0.0229	0.0048	0.0110	0.0370	282
税徴収人員割合	0.0003	0.0001	0.0001	0.0004	282
外国人住民割合	0.0160	0.0089	0.0038	0.0414	282
収入歩合	0.9685	0.0081	0.9440	0.9860	282

(2) 分析結果と解釈

本研究で得られた完全データは2017年から2022年の6年分の都道府県データである。特別徴収一斉指定は、全国的な取り組みが行われる2015年度以前から実施していた自治体もあり、処置の効果を差の差分分析で扱うことは困難である。

したがって本稿では都道府県別の固定効果モデルによるパネルデータ分析を行った。個体特有効果と独立変数が相関しないとする帰無仮説はHausman検定の結果、棄却されたため、変量効果モデルではなく固定効果モデルを採用した。

分析結果は表3のとおりである。モデル1は前節①から⑥の変数を投入したものであり、モデル2は都道府県一斉指定と市区町村一斉指定割合をそれぞれ他市区町村通勤割合と掛け合わせた交互作用項を加えたものである。

分析結果からは仮説1「都道府県が個人住民税における特別徴収義務者の一斉指定を実施しているほ

ど、個人住民税の都道府県民税収入歩合は高い」は支持されなかった。一方、仮説2「都道府県内の市区町村が個人住民税における特別徴収義務者の一斉指定を実施している割合が高いほど、個人住民税の都道府県民税収入歩合は高い」は有意水準5%で支持される結果となり、市区町村一斉指定割合が10%増加すると個人住民税の都道府県民税収入歩合は平均的に0.03%高まることが確認できた。

交互作用項については、他市区町村への通勤者比率によって特別徴収指定の効果が変化することがわかる。都道府県の一斉指定には正、市町村の一斉指定には負の値を示しており（有意水準5%）、なかでも市町村の一斉徴収指定は他市区町村への通勤者比率が高いほど収入歩合に負の影響を及ぼすことが確認できる。

尚、統制変数である失業率と外国人住民の割合は、予想に反して収入歩合に正の効果を示した。

表3 固定効果モデルによる分析結果

変数	モデル1				モデル2			
	係数	標準誤差	t 値	P > t	係数	標準誤差	t 値	P > t
都道府県一斉指定	0.001	0.001	1.410	0.161	0.001	0.001	1.050	0.297
市区町村一斉指定割合	0.003	0.001	2.000	0.047	0.003	0.001	2.000	0.047
他市区町村通勤割合	0.340	0.074	4.570	0.000	0.361	0.074	4.870	0.000
都道府県一斉指定*他通勤割合					0.012	0.006	2.250	0.025
市区町村一斉指定*他通勤割合					-0.023	0.010	-2.250	0.025
失業率	0.478	0.095	5.040	0.000	0.478	0.094	5.090	0.000
税徴収人員	-33.147	33.477	-0.990	0.323	-13.003	34.896	-0.370	0.710
外国人住民	2.447	0.181	13.520	0.000	2.442	0.180	13.570	0.000
定数	0.810	0.028	29.130	0.000	0.798	0.028	28.410	0.000
within R2	0.640				0.651			
between R2	0.086				0.083			
overall R2	0.039				0.037			
N	282				282			

(3) 残された課題

本研究が行った固定効果モデルによる分析は都道府県内の変数間関係を扱ったものであり、都道府県間の違いは説明できない。しかし実際には個人住民税の都道府県民税収入歩合は都道府県によって異なっており、今回鍵となる独立変数として着目した特別徴収一斉指定の市区町村割合によって説明でき

ないケースもある。ここでは本研究で残された課題と今後の研究の可能性について述べておきたい。

まず特別徴収一斉指定の市区町村割合によって都道府県間の収入歩合の違いを本データから説明できない事例として、特別徴収が観察期間を通じて全ての市町村で実施されている7県のケースである。茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、

愛媛県の7県は、2017年から2022年まで県と市町村のどちらにおいても全ての自治体で特別徴収一斉指定を実施している。

このうち愛媛県と千葉県を対比してみよう。前者は収入歩合が対象期間を通じて全国トップレベルであるのに対し、後者は逆に最下位近辺に低迷している。愛媛は近隣県の香川、徳島と比べても、徴収率が1%程度高い。一方の千葉県は近隣の埼玉、神奈川と比べても、徴収率が1%程度低い。愛媛県と千葉県は人口や財政など自治体の規模が異なるものの、両者の徴税に関する課題と取り組みを簡単にまとめてみる。

愛媛県の「令和3（2021）年度県税賦課徴収状況調査」によると、同年愛媛県の県税収入および徴収率は過去最高であり、個人県民税の徴収率は98.56%と全国1位であった。個人県民税の徴収対策としては、オール愛媛で取り組んだ「個人住民税の特別徴収」の推進や滞納整理活動を挙げている。愛媛県の特徴としては、滞納分の徴収率が42.95%と高く、滞納繰越額が2010年度以降、順調に減少していることである。

これに対し千葉県では、県内市町村で対処の異なる問題が混在していることが、徴収を困難にしていると思われる。「千葉県県税特別徴収対策計画～トップランナーへの挑戦～」(令和4年3月)によると、令和2年(2020年)度の個人県民税について、人口10万人以上の17市の徴収率が96.0%であるのに対し、それ以外の市が93.4%、町村が93.8%と低いことがわかる。人口規模の小さい市町村の徴収力強化を図る必要があるといえる。同時に千葉県では滞納繰越分が全調定額に占める割合が全国で最も高く、滞納繰越額の約7割が人口10万人以上の17市に集中している。高額・困難事例を市町村から引き継いで県が直接徴収することや、千葉県滞納整理推進機構を通じた市町村との連携をはかることが検討されている。

両県の違いは、本稿が取り上げた市区町村への特

別徴収一斉指定では説明できないものであり、税の徴収に対する人員や財源などの資源の投入や県と市町村の連携について、より詳細な分析が必要であろう。

図3は本研究で取り上げた、特別徴収一斉指定自治体数の割合と収入歩合の散布図を2017年と2022年とで重ね合わせたものである。各都道府県の推移を確認することができる。

特別徴収一斉指定を実施する自治体の割合は増加し、収入歩合は上昇傾向にある。全体として右上の方向に推移していることがわかる。都道府県や市町村が共同で運営する地方税回収機構等を通じた徴収技術向上や人材育成、ICT活用による多様な納付方法の導入などが影響していると考えられる。

また青森のように特別徴収一斉指定自治体数が増加し、収入歩合が高まったところもあれば、高知のように特別徴収一斉指定自治体数が低いままであるのに収入歩合が高まる自治体もある。

図4は特別徴収と収入歩合との関係を整理したものである。第一象限は、特別徴収の実施割合が高く収入歩合も高い愛媛、島根、鳥取である。第二象限は、特別徴収の実施割合が低いにもかかわらず収入歩合が高い、高知、大分、佐賀である。第三象限は、特別徴収の実施割合が低く、収入歩合も低い岐阜、青森である。最後に第四象限は、特別徴収の実施割合が高いにもかかわらず収入歩合が低い、千葉、富山、福島である。

以上のような都道府県の違いは、人口規模や産業構造、都市度の違いも影響しているであろうが、社会経済状況以外の要因も考えられる⁽¹¹⁾。行政面では、既述のように徴税事務を共同処理する組織の存在がある。市町村のみで構成する場合と、道府県と市町村から構成する場合があり、2023年7月時点で全国に42ある⁽¹²⁾。組織形態は一般事務組合21、広域連合6、任意組織15となっており、共同徴収組織に委任する業務についても、個人住民税のうち市町村民税のみ移管する組織もあれば、道府県税や国民

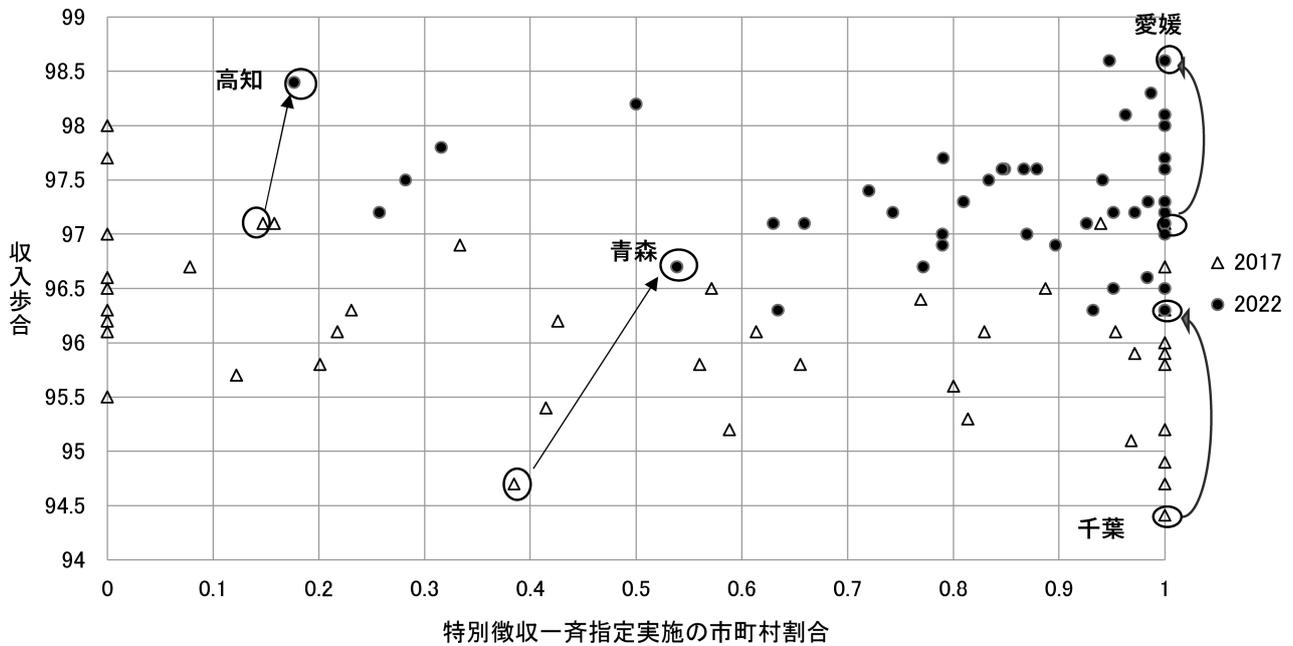
(11) 大都市圏である東京・神奈川・埼玉・千葉の基礎自治体を対象に、個人住民税の徴収率を規定する要因と空間パターンを検討した研究では、平均年収や完全失業率などの貧困問題に関わりのある指標と徴収率に有意な相関があること、空間的に連続する地域があることを検出している(佐藤2021)。

(12) 柏木(2009)が共同徴収組織の類型化を行っている。

健康保険料（税）の徴収を移管する組織もある。滞納処分は地域のしがらみによって基礎自治体では難航するケースが多く、広域化による調査の円滑化と

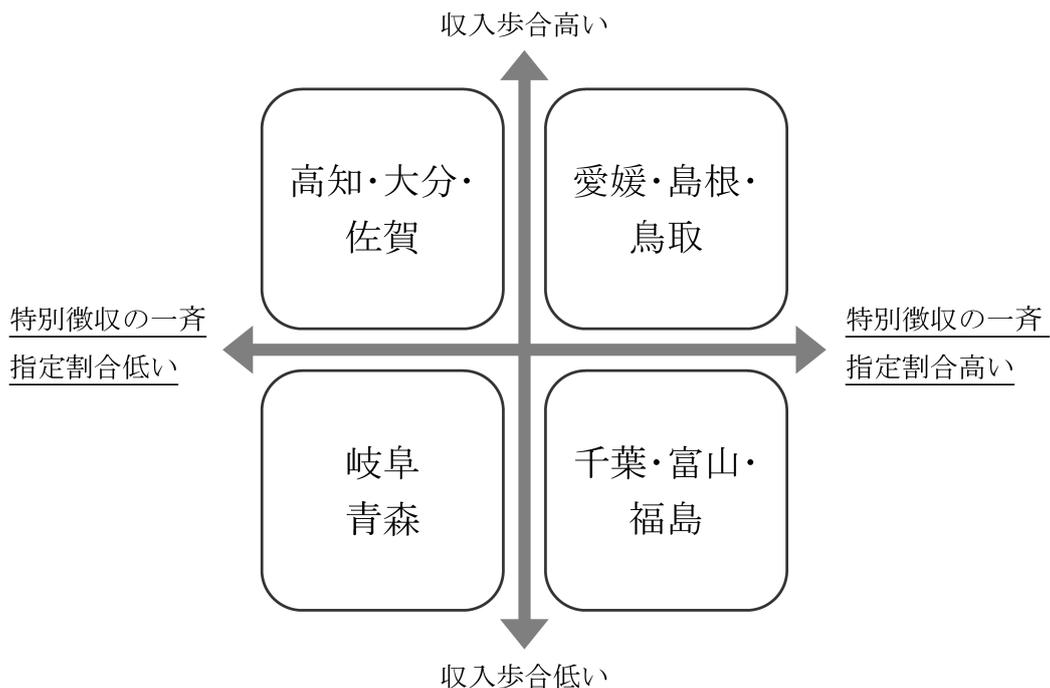
ともに、マンパワーやノウハウ蓄積という観点からも、共同徴収組織の役割が期待されるといえるだろう。

図3 特別徴収一斉指定と個人住民税（都道府県分）収入歩合



(出所：一般社団法人地方行財政調査会「都道府県税決算見込額調」及び総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」をもとに筆者作成)

図4 特別徴収と収入歩合に関する都道府県の分類



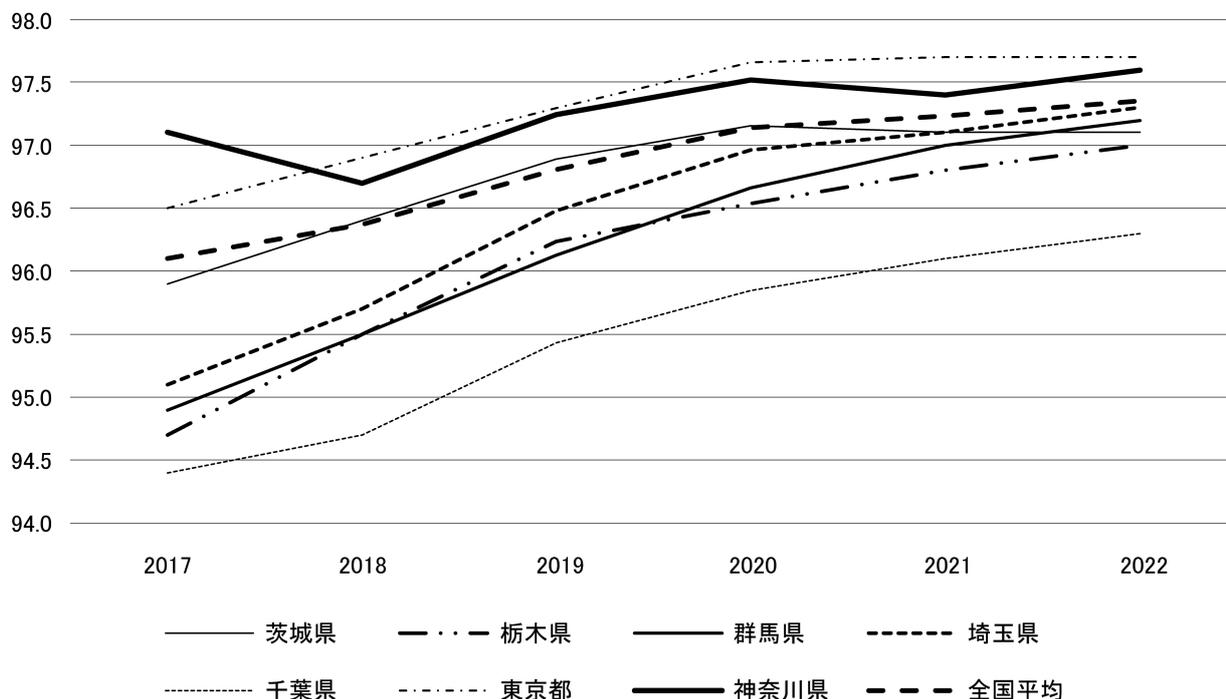
(出所：筆者作成)

また本稿では扱うことができなかつたものの、政治要因も考えられる。都道府県知事や市区町村長の交代、在任期間、党派性が与える影響も検討する必要がある。

最後に今後の見通しを述べておきたい。図5は社会経済状況が比較的類似していると考えられる関東一都六県の個人住民税都道府県分の収入歩合の推移である。グラフからは収入歩合が収斂する傾向がう

かがえる。徴税ノウハウが自治体をこえて政策波及し、共同徴収組織設置による取り組みなどが、高い収入歩合の実現に寄与すると考えられる。一方で千葉県は依然として他の都県と差がある。全国的に有効とされる徴収方法が自治体によっては必ずしも功を奏さない可能性もあり、知見を積み重ねていく必要があるだろう。

図5 一都六県の個人住民税収入歩合（都道府県分）推移



(出所：一般社団法人地方行財政調査会「都道府県税決算見込額調」をもとに筆者作成)

4. 結 論

本稿では個人住民税の抱える諸課題を踏まえたうえで、都道府県と市区町村による個人住民税特別徴収一斉指定の推移を確認し、一斉指定が個人住民税の徴収に与える影響を検証した。

個人住民税の諸課題としては五つ取り上げた。前年課税と住所地課税には、それぞれ所得変動への対応や出国者への課税という点で課題があるものの、制度の簡素さが利点であることを述べた。税務執行については、徴税しやすい対象に資源を集中させる

ために、効率性と公平性のジレンマがあること、事務共通化には広域化による徴収効率の向上と同時に課税自主権の問題が内在すること、収納や徴収のデジタル化は多くの賦課税目には対応していない問題があることを確認した。

特別徴収一斉指定については、都道府県と市区町村ともに強化しているものの、2022年以降、その動きは鈍化している。また都道府県によって一斉指定を行う市区町村の割合には差異があることも確認した。そして2017年から2022年の都道府県データからは、都道府県内の市区町村において特別徴収一斉指定を実施する自治体の割合が増えるほど、個人住民

税の都道府県税収入歩合が高まる傾向が確認された。

最後に都道府県間の差異を説明する要因として、人口規模や産業構造、都市度の違いに加え、徴税事務の共同処理組織の存在、首長の交代や党派性など

政治要因を検討する必要性について言及した。これらはいずれも今後の課題としたい。

本研究は科学研究費補助金（23K25452）による成果の一部である。

（たなか まさこ 流通経済大学法学部准教授）

【謝辞】

本稿は、2024年10月5日開催の日本政治学会「政治学のフロンティア1」の報告をもとに、加筆修正したものである。本稿の作成にあたっては、茨城県租税債権管理機構からヒアリングを行い、地方税の収納・徴収に関する実務の一端をご教示いただいた。記して感謝申し上げる。尚、本稿の誤りはすべて筆者に帰する。

キーワード：個人住民税／特別徴収／一斉指定／収入歩合／執行

【参考文献】

- Ishi, Hiromitsu. 1992. "The Conflict between efficiency and equity of tax administration" *Hitotsubashi Journal of Economics*, 33, 129-147.
- Jia, Junxue, Siying Ding and Yongzheng Liu. 2020. "Decentralization, incentives, and local tax enforcement." *Journal of Urban Economics* 115, 103225.
- Manning, Carrie L.. 2023. *Taxing democracy: Local taxation and the social contract in America*, Bristol: Bristol University Press.
- Notsu, Naruki, Haruaki Hirota and Nobuo Akai. 2024. "Inter-municipal cooperation and tax enforcement capabilities" *OSIPP Discussion Paper*: DP-2024-E-004, 1-34.
- Sandford, Cedric, Michael Godwin and Peter Hardwick. 1989. *Administrative and compliance costs of taxation*, Bath: Fiscal.
- Timmons, Jeffrey F.. 2005. "The fiscal contract: States, taxes, and public services." *World Politics* 57 (4): 530-567.
- 池田直樹, 2021, 「地方税の申告及び徴収システムのあり方について」『税研』215: 61-65.
- 石橋茂, 2023, 『図解地方税 令和5年版』大蔵財務協会.
- 伊藤敏安, 2011, 「都道府県別に見た地方税の徴収・不納欠損・滞納繰越の状況」『地域経済研究』22: 41-81.
- 奥山善之, 2008, 「個人住民税における法的諸問題」『大阪府立大学経済研究』54(3): 147-178.
- 柏木恵, 2009, 「地方自治体の共同徴収の現状と今後の方向性」『税』（7月号）: 20-38.
- 川俣勝義, 2020, 「「標準化」「共同化」を先取りした京都地方税機構」白藤博行・自治体問題研究所, 『デジタル化でどうなる暮らしと地方自治』自治体研究社: 103-112.
- 倉見智亮, 2024, 「個人住民税における応益原則と住所地課税」『租税研究』（894）: 5-46.
- 小村有紀, 2020, 「地方税の共同徴収機構の設置が徴税活動の効率性に与える影響」『自治体学』33(2): 41-46.
- 坂巻綾望, 2022, 「個人住民税の今日的課題」『租税研究』（871）: 20-46.
- 佐藤洋, 2021, 「大都市圏における地方税の徴収率の規定要因と空間パターン—— 貧困問題との関係を中心に ——」『地理学評論』91(1): 17-34.
- 2022, 「地方税の低徴収率地域における政策対応—— 埼玉県南東部4市の事例 ——」『地理科学』77(1): 1-22.
- 佐藤主光, 2023, 「デジタル時代の課税の在り方と地方税の課題」『租税研究』（882）: 41-51.
- 鈴木潮, 2008, 「地方税滞納整理のための共同設置機構の現状と今後の展開—— 背景にある小規模町村の税務行政の実態——」『経済学研究』: 149-172.
- 清谷春樹・土井一生, 2017, 「広域連合の設置による市町村税滞納整理事務の広域化・共同化の効果」*Economic and Social Research*16: 12-14.
- 林宜嗣編, 2021, 『新・地方財政』有斐閣.
- 原田達也, 2020, 「税務の「標準化」「共有化」と自治体の課税権」白藤博行・自治体問題研究所, 『デジタル化でどうなる暮らしと地方自治』自治体研究社: 97-102.
- 福田幸弘, 1984, 『税とデモクラシー』東洋経済新報社.
- 水野敦志, 2010, 「国家財政と自治体財政、個人住民税の概要と今後の課題」『租税研究』（726）: 41-59.

三輪哲, 2013, 「パネルデータ分析の基礎と応用」『理論と方法』28(2) : 355-366.

目澤邦幸, 2009, 「地方税報酬実務のテーゼ」『自治実務セミナー』48(5) : 58-61.

横山直子, 2020, 「住民税の特徴をめぐる問題と方向性 — 国税と地方税の比較を中心に —」『税法学』(583) : 267-284.